

令和2年度琴平町障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下の方針を定めるものである。

2 適用範囲

この方針は、琴平町の全ての機関の物品等の調達に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
 - ア 小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上であること。
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上であること。
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること
- (4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達を推進する物品及び役務

(1) 物品

消耗品、印刷物、各種記念品、食料品、その他障害者就労施設等が提供することが可能な物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・除草作業、その他障害者就労施設等が提供することが可能な役務

5 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等から物品等の調達を推進するために、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に関しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(3) 障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その他調達の推進に必要な情報提供を行う。

6 共同受注窓口の活用

共同受注窓口である「特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会」を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱う。

※「特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会」は琴平町障害者支援施設等受注団体認定要綱に基づき「障害者支援施設等に準ずる者」の認定をうけており、琴平町と物品の購入等に関する随意契約を行うことができる。

7 調達目標

令和2年度の調達目標額は、令和元年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

8 調達実績の公表

この調達方針に基づき令和2年度に調達した物品等の実績は、当該年度終了後、実績を取りまとめて公表するものとする。

9 その他

この調達方針に関する担当は、住民福祉課とする。